

各位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
 問合せ先 法務部 坂井 瑛美
 (TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの受益権分割および約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り受益権分割および約款変更を行うことを本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称（銘柄コード）

「i シェアーズ・コア 日経 225 ETF」 (1329)

「i シェアーズ JPX 日経 400 ETF」 (1364)

2. 受益権分割

[目的]

最低売買金額を引下げることで投資家の利便性を向上させるため、受益権の分割を行います。

[概要]

2025年4月6日（実質的には2025年4月4日）の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、10口の割合をもって分割いたします。

[分割により増加する口数]

	i シェアーズ・コア 日経 225 ETF	i シェアーズ JPX 日経 400 ETF
受益権分割前の発行済受益権総口数	35,048,108	14,899,518
今回分割により増加する受益権口数	315,432,972	134,095,662
受益権分割後の発行済受益権総口数	350,481,080	148,995,180

※上記は2025年2月28日時点の数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合があります。

[日程]

分割基準日	2025年4月6日（実質的には2025年4月4日）
分割効力発生日	2025年4月7日

[設定および交換の受付停止の日程]

受益権分割を円滑に行うため、以下の通り申込の受付を停止いたします。

日付	設定	交換
2025年4月3日	受付停止	受付停止
2025年4月4日	受付停止	受付停止

東京証券取引所を通じた対象ETFの売買を停止するものではありません。

3. 約款変更

[変更の内容]

- ・受益権の分割を行います。
- ・受益権の分割後の当初元本の記載および解約事由（口数）の変更を致します。
- ・受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」に基づいて受益権を分割する場合の規定を追加致します。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

当変更に関する有価証券届出書の訂正届出書は、2025年4月4日に提出いたします。2025年4月5日から使用開始となる目論見書は、弊社ホームページに使用開始日以降に掲載されます。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

[日程]

約款変更の届出日	2025年4月4日
約款変更日	2025年4月7日

新	旧
<p>【受益権の分割、再分割および併合】 第10条 (省略)</p> <p>② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割<u>または併合</u>できるものとします。</p> <p>③ <u>前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には、特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u></p> <p>3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分^ののうえ、当該端数部分の持ち分に応じて、受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付について制限を行なう場合があります。</u></p>	<p>【受益権の分割、再分割】 第10条 (省略)</p> <p>② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>(新設)</p>
<p>【当初受益権の価額】 第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。<u>なお、2025年4月6日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、当初元本は1口当たり1,041円です。</u></p>	<p>【当初受益権の価額】 第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>

<p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】</p> <p>第16条 この信託の受益権は、平成20年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】</p> <p>第16条 この信託の受益権は、平成20年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>【信託契約の終了】</p> <p>第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>200万口</u>を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>【信託契約の終了】</p> <p>第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>20万口</u>を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>（以下省略）</p>

新	旧
<p>[受益権の分割、再分割および併合] 第9条（省略）</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものと</u>します。</p> <p>③ <u>前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には、特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u></p> <p>3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、当該端数部分の持ち分に応じて、受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付について制限を行なう場合があります。</u></p>	<p>[受益権の分割および再分割] 第9条（省略）</p> <p>② 委託者は、受託者と協議の<u>上</u>、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>（新設）</p>
<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のJPX日経インデックス400の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。<u>なお、2025年4月6日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、当初元本は1口当たり1,283.6円です。</u></p>	<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のJPX日経インデックス400の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>

<p>[受益権の帰属と受益証券の不発行]</p> <p>第15条 この信託のすべての受益権は、<u>社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の帰属と受益証券の不発行]</p> <p>第15条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u></p> <p>(以下省略)</p>
<p>[信託契約の終了]</p> <p>第52条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>300万口</u>を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[信託契約の終了]</p> <p>第52条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>30万口</u>を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下省略)</p>

以上